

平成 28 年 12 月 1 日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

公共事業等審査会

会長 沖村 孝



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会は、兵庫県知事から、平成 28 年 9 月 21 日に審査依頼を受けた兵庫県投資事業評価要綱第 2 条第 1 号の新規事業に係る審議案件 5 件、及び同第 2 条第 2 号の継続事業に係る審議案件 11 件について、慎重に審議を行った。

その結果、新規事業 5 件については「新規着手」することが妥当、継続事業 11 件については「継続」することが妥当と判断した。

事業の実施にあたっては、下記の審査結果並びに審査時の意見を十分に尊重し、早期に事業効果を発現できるよう、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

なお、今回審査した継続事業 11 件のうち 9 件が今後 5 年以内の完了予定となっているが、引き続き用地取得の難航等の課題に適切に対応し、できるだけ早期の効果発現に努められたい。

また、事後評価等によって明らかになった公共事業による整備効果等を、数値的に表せる効果だけでなく、整備後のアンケート結果等に見られる県民の満足感などについてもわかりやすい形で発信する方法を工夫されたい。さらに、同評価によって得られた教訓や知見に関しては、これらを集積し、職員研修等を通して県内部で共有化することにより、今後のより適切な事業執行に活かしていくよう努められたい。

I 新規事業の審査結果について

〔河川事業〕

(1) 二級河川津門川（西宮市）

当該事業は、西宮市の南部を流れる津門川において、河川整備計画に基づき、20 年に 1 回程度の降雨による洪水に対して浸水被害を軽減するため、地下貯留管を整備する事業である。

当該河川は、平成 8 年度までに 5 年に 1 回程度の降雨で発生する洪水に対しての整備を終えているものの、平成 11 年、平成 25 年と浸水被害が発生している。当該河川流域は、高度に都市化した西宮市の中でも、商業施設や鉄道・国道等の重要交通網が集中している地域であり、治水安全度を向上させ、地域住民が安全で安心して生活できる環境を早期に確保する必要があることから、必要性、優先性等は高く、「事業着手は妥当」である。

なお、河川整備基本方針では、今回着手する地下貯留管を延伸し、大阪湾に至る地下河川を整備することとしている。都市化された市街地の治水安全度の早期向上を図るためにも、次期河川整備計画には、今回整備する地下貯留管から下流の地下河川の整備を盛り込むよう努められたい。

(2) 二級河川八家川（姫路市）

当該事業は、姫路市の東部を流れる八家川において、戦後最大流量である昭和40年台風第23号と同規模の降雨による洪水に対し、浸水被害を軽減するため、調節池を整備する事業である。

当該流域は、昭和40年以降も、平成2年、平成16年と浸水被害を繰り返している。また、近年、周辺の住宅開発により新しい住宅が増加しており、地域住民が安全に安心して生活できる環境を確保するため、早期に治水安全度を向上させる必要があることから、必要性、優先性等は高く、「事業着手は妥当」である。

なお、事業実施にあたっては、完成後の調節池の平常時における利活用方法について、地元及び姫路市と十分に協議されたい。

また、調節池の整備にあたっては、現地の自然環境に配慮し、保全目標を定めた上で整備することが望ましい。

〔県営住宅整備事業〕

(3) 明石大久保南住宅（明石市）

(4) 明石舞子北第1住宅（神戸市）

当該事業は、「ひょうご県営住宅整備・管理計画」に基づき、近傍の県営住宅や団地内の集約計画を立案し、県営住宅を建て替える事業である。

両住宅とも、建物・設備等の老朽化が進んでおり、耐震診断の結果、耐震性が不足しているため、早急に建替えを行う必要がある。

事業の実施により、①世帯構成に応じた型別住宅の供給やバリアフリー化など居住水準の向上、②地域に開かれた集会所の整備など地域コミュニティの形成、③総合治水条例に基づく駐車場での雨水貯留など防災機能の向上等の効果が期待できる。また、屋上緑化、グラスパーキング、周辺環境に配慮したデザインの採用など、環境適合性も有している。これらのことから、事業の必要性、有効性等は高く、「事業着手は妥当」である。

なお、事業実施にあたっては、高齢者を含む全ての入居者が安全で安心して暮らせるよう、指定管理者から入居者への声かけ、見回りの充実など、入居者の満足度向上に向けたソフト対策の積極的な推進に努められたい。

さらに、県営住宅の敷地内の緑化にあたっては、剪定など維持管理のしやすさにも配慮して樹種を選定すべきである。

〔ほ場整備事業〕

(5) 片田地区（南あわじ市）

当該事業は、小規模で不整形な農地区画のうえ、既設水路の漏水対策や水管理などに労力を要し、営農が非効率となっている南あわじ市片田地区を対象として、ほ場整備を行う事業である。

事業の実施により、農業機械の導入による省力化やパイプライン化による水管理の効率化が可能となり、作付面積と収量の増加、労働時間の短縮が期待できる。また、事業により営農環境が整うことを期待して、地元集落ではレタス、たまねぎの増産に対する意欲が高まっており、結果として担い手となる認定農業者の増加も見込まれている。これらのことから、事業の必要性、有効性、優先性等は高く、「事業着手は妥当」である。

なお、将来にわたり、安定した作物生産を確保、維持していくため、若い世代の担い手育成にも努められたい。

また、ほ場の整備にあたっては、地区内で確認された貴重種（ドジョウ、メダカ）の生息環境を維持するため、同種の先行事例を参考にしながら、水路に深みやよどみを復元するよう留意されたい。

II 継続事業の審査結果について

〔道路事業〕

（1）主要地方道小野藍本線・主要地方道神戸加東線（小野市・加東市）

当該事業は、小野市北東部及び加東市南部にかけての北播磨地域において、東西及び南北方向の交通円滑化を図ることを目的としたバイパス整備及び現道拡幅事業である。

事業の実施により、安全で円滑な交通を確保するとともに、地域間の交流の促進が期待できる。また、小野市と加東市は、事務組合によりゴミ処理場や斎場を共同運営しており、当事業により両市の連携が更に強化されることや、用地取得も9割以上進展し完了の目処が立っていることから、「事業継続は妥当」である。

（2）一般国道179号〔太子道路〕（太子町・たつの市）

当該事業は、太子町鵜とたつの市誉田町福田の区間において、歩行者・自転車の安全確保と渋滞解消等を図るため、バイパス整備と現道拡幅を行う事業である。

現道は、幅員が狭小で、歩行者や自転車にとって危険な状況であること、死傷事故が5年間で53件と多発していること、鵜交差点及び鵜東交差点の渋滞を早期に解消する必要があること、また、現道拡幅部は今年度末で全て用地取得が完了する見込みであり、順次歩道を供用していく予定であることなど、事業の必要性、優先性は依然高く、「事業継続は妥当」である。

なお、「太子町自転車ネットワーク計画」に基づき、当路線のみならず周辺の道路においても、安全な歩行者・自転車利用環境を創出できるよう努められたい。

（3）一般県道竜泉那波線（相生市）

当該事業は、相生市西部において、東西幹線である国道2号と国道250号を南北に結び、相生市街地に流入する通過交通の転換により、市街地の安全で円滑な交通を確保する道路新設事業である。

播磨科学公園都市と相生市臨海工業地域間の物流機能の強化、相生市と赤穂市両市の連携強化による地域間交流の促進や、過去に冠水被害を受けた地域を回避し、国道2号と相生市街地中心部へアクセスする経路の確保など、事業の必要性は依然高い。既に北側の1工区は供用し、残る南側の2工区も用地取得が進んでいることから、「事業継続は妥当」である。

なお、全線供用による事業効果の発現に向け、交渉が難航している事業用地の速やかな取得に努められたい。

(4) 主要地方道香住村岡線〔境バイパス〕(香美町)

当該事業は、香美町香住区と同町村岡区を結ぶ香住村岡線において、幅員狭小な香美町村岡区境での現道拡幅とバイパス整備により、安全で円滑な交通を確保する事業である。

既に香住区側のⅠ期工区は供用し、残る村岡区側のⅡ期工区も用地取得の完了の目途が立っている。世界ジオパークに認定された「山陰海岸ジオパーク」の各ジオサイトへのアクセス強化、緊急輸送道路としての機能向上を図るためにも、早期に完成させる必要があり、「事業継続は妥当」である。

〔街路事業〕

(5) 都市計画道路園田西武庫線〔御園工区〕(尼崎市)

当該事業は、尼崎市北部の東西幹線道路である都市計画道路園田西武庫線の御園工区において、周辺道路の交通渋滞を緩和し、都市内交通の円滑化と都市防災機能の向上を図ることを目的としたバイパス事業である。

当該事業は、工場群による地域分断を解消して地域間交流を促進するとともに、駅や公共施設等へのアクセスの向上のほか、災害時における緊急物資等の輸送路の確保など、都市防災機能を向上させるもので、事業の必要性は依然高い。加えて、交渉に時間を要した大規模な工場を含むすべての用地補償契約が締結され、JR 福知山線との立体交差工事にも着手しており、「事業継続は妥当」である。

なお、当路線では、当該事業の東側において、藻川工区が事業中である。当工区と藻川工区の整備により本路線全線が供用となり、大阪府と連絡する東西ネットワークが形成され、都市内交通の円滑化や都市防災機能の向上といった相乗効果を発揮させるため、両工区の早期供用に努められたい。

(6) 都市計画道路朝霧二見線〔谷八木工区〕(明石市)

当該事業は、国道 2 号及び国道 250 号を補完し、東播磨地域臨海部の東西交通を担う都市計画道路朝霧二見線の谷八木工区において、安全で円滑な交通を確保するための現道拡幅事業である。

現道は歩道が未整備で、自転車や歩行者にとって危険な状況であること、緊急輸送道路を補完する道路として大規模地震時等の防災機能の強化を図ること、また、南北の幹線道路を担う都市計画道路八木松陰線と合わせての整備により地域交通の円滑化や地域間の連携強化に資することなど、事業の必要性は高い。用地取得も進んでいることから、「事業継続は妥当」である。

〔河川事業〕

(7) 二級河川洗戎川(西宮市)

当該事業は、洗戎川河口部において、高潮及び津波対策を実施する事業である。高潮及び津波による浸水被害を防止することを目的とした、潮位上昇に伴う河道への海水遡上を遮断する防潮水門の整備、及び高潮時の河川流水を海側へ強制排水する排水機場の整備等をすでに完了している。事業の根幹的な目的は概ね達成したものの、流下能力が不足する臨港線との交差部の暗渠の拡幅と西宮市の雨水排水ポンプ場の流末処理を継続して実施する必要があり、「事業継続は妥当」である。

(8) 円山川水系上流圏域（養父市・朝来市）

当該事業は、円山川水系上流圏域（中流工区、上流工区）の浸水被害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、河川整備計画に基づき、平成2年台風第19号規模の洪水を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

当該流域では、平成16年、平成21年と浸水被害が発生したほか、全国的な豪雨災害の頻発により地元の河川改修に対する要望が更に高まっていること、残事業区間には人家連担区域が含まれ、流下能力不足を解消する必要性は依然高いことから、「事業継続は妥当」である。

なお、円山川で生育する貴重植物のカワラハハコは、洪水時でも河道内に流速が遅い水域があれば残存する可能性が高くなるとの専門家の研究結果もある。事業実施にあたっては、そのような研究成果も踏まえつつ、引き続き、礫河原や瀬・淵、みお筋等を可能な限り保全・再生し、生物の多様な生活環境の保全に努められたい。

(9) 加古川水系丹波圏域（丹波市・篠山市）

当該事業は、加古川水系丹波圏域（加古川上流工区、篠山川工区）の浸水被害を防止し、地域住民が安全で安心して生活できる環境を確保するため、河川整備計画に基づき、昭和58年台風第10号規模の洪水を安全に流下させることを目標とした河川改修事業である。

平成26年8月豪雨により丹波市市島町等で多くの被害が発生したほか、全国的な豪雨災害の頻発により地元の河川改修に対する要望が更に高まっていること、残事業区間には人家連担区域が含まれ、流下能力不足を解消する必要性は依然高いことから、「事業継続は妥当」である。

なお、河川整備計画には含まれるものの、今回の事業評価の対象とはなっていない区間に事業着手する際には、改めて事業評価を行った上で着手されたい。

〔砂防事業〕

(10) 六甲山系グリーンベルト整備事業〔中尾谷ブロック〕（神戸市）

六甲山系グリーンベルト整備事業は、阪神・淡路大震災を契機として、砂防えん堤等の施設整備に加え、良好な樹林による防災樹林帯の面的な整備により、六甲山系山麓部の市街地を土砂災害から守る事業であり、その中で中尾谷ブロックは、市街地に面する斜面で県が整備する範囲の1つである。

近年、丹波市や広島市で、大規模な土石流災害により甚大な被害が発生していることに加え、平成27年7月に当該ブロック内でも斜面崩壊が発生するなど、豪雨による土砂災害が多発している。六甲山系は、崩れやすい地質、急峻な地形で、山麓から山腹近くまで都市化が進行しており、当該ブロックは、学校や集合住宅が急峻な斜面に近接して立地していることから、事業の必要性は依然として高く、「事業継続は妥当」である。

なお、六甲山系グリーンベルト整備事業では、国土交通省、県がエリアを分担して整備を進めており、今後、効率的、効果的にハード整備、ソフト対策を推進していくため、事業主体が神戸市等の地元市とも情報共有を図った上で連携していくことが望ましい。

〔港湾・公園事業〕

(11) 尼崎の森中央緑地（尼崎市）

当該事業は、尼崎臨海地域を水と緑豊かな魅力と活力ある都市に再生する「尼崎 21 世紀の森構想」のリーディングプロジェクトとして、県民の集うスポーツ健康増進施設を整備するほか、参画と協働により、地域が育て、地域の人々が自然の恵みを楽しむ臨海地域の都市再生を先導する拠点的な森を創出する事業である。

事業区域のうち、供用したスポーツ健康増進施設では、兵庫県で初となる P F I 手法により管理運営が進められており、年間約 45 万人の利用者が訪れ有効に活用されている。都市緑地では、パークセンター、大芝生広場など、約 17ha が開園した。本緑地を活用し、学校教育と一体となった環境学習プログラムが展開されている。自然環境の創出では、県民の手で、地域産の種子を採取し、本緑地で苗木を育て植栽するという、世界的にも先進的な森づくりが進められている。

当緑地の整備が、地域内外の交流・観光の促進による更なる地域活性化に繋がることや、当緑地が尼崎市地域防災計画の防災拠点として、地域の安全・安心の確保を担うことから、本事業の必要性は高く、「事業継続は妥当」である。

なお、「尼崎 21 世紀の森構想」のエリア内では、民間の事業地においても緑化を図る機運が生まれつつあり、リーディングプロジェクトである先進的な緑地整備の魅力等について、引き続き積極的な情報発信に努め、今後、当構想が着実に推進されることを期待したい。

Ⅲ 事後評価について

〔道路事業〕

(1) 一般国道 372 号〔社・野村河高バイパス〕（加東市）

当該事業は、加東市街地の外環状道路ネットワークを構成するバイパス整備事業である。中心市街地に流入している通過交通を当該バイパスに転換させることにより、市街地の交通円滑化を図るとともに、中国自動車道や国道 175 号と一体となった広域ネットワークを形成し、災害時における緊急輸送道路の強化等を目指したもので、社バイパスは平成 22 年度に、野村河高バイパスは平成 24 年度に完成している。

検証の結果、直接効果として、①旧道の交通混雑の解消（旧道の交通量：45%減少（大型車交通量：75%減少））、②交通の安全性の向上（バイパス・旧道の交通事故件数が約 25%減少）、③市街地通過車両の移動時間の短縮（約 17 分→約 10 分）、④緊急輸送道路・救急医療搬送ルート機能強化等を確認した。

また、間接効果として、近隣の滝野工業団地や加西市の物流拠点から滝野社 IC へのアクセスルートが、当該バイパスを利用するルートに変化しており、物流環境の改善・向上に貢献していることを確認した。さらに、住民アンケートの結果からも、走行性の向上や生活の便利さ、快適さを実感しているとの評価が多くを占め、当該道路の整備効果の大きさが確認できた。

なお、当事業では、整備後の総交通量が増えているにもかかわらず、事故件数が減少しており、例えば、死傷事故率を指標にすると、今回報告された数値以上の効果が発現している可能性がある。今後の評価にあたっては、より工夫した調査・分析等も検討されたい。

〔ほ場整備事業〕

(2) 市西地区（南あわじ市）

当該事業は、南あわじ市市西地区において、農地の区画形状の改善と用排水路、農道等を整備し、農作業機械等の大型化による生産性の向上を図るとともに、認定農業者の育成を進め、効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指したもので、平成26年度に完了している。

検証の結果、直接効果として、①ほ場の大区画化、農業機械の大型化等により農作業の大幅な効率化が図られ、労働時間が短縮されたこと、②認定農業者の育成を進めた結果、事業前の2.3倍（18人→41人）に増加したこと、③省力化や担い手の育成により野菜の生産面積が1.9倍（48.3ha→92.1ha）に拡大したこと、④老朽化した水路のパイプライン化や農道舗装等により補修等の維持管理に係る時間が半減（11,318hr/年→5,941hr/年）したこと等を確認した。

また、間接効果として、①用水路と排水路の分離、法勾配の緩傾斜化により、畦畔崩壊などの災害が抑制されていること、②雨水を水田に貯留して下流の洪水被害を軽減する「田んぼダム」の取組みが効果を発現し、総合治水の一翼を担っていること、③ほ場整備において、住民参加による湿地や生物の保全活動に取り組んだ結果、環境の保全活動を行う4組織が設立され、各組織では先進地視察など交流や連携活動が強化され、農村の活性化に繋がっていること等を確認した。

なお、当事業で得られた様々な成果を、他の同様の地区にも活かすことが肝要であり、知識、経験を次世代に確実に継承するための取り組みを進められたい。

【事後評価の評価指標に関する意見】

事後評価を行う際には、今回の事例にもあったように、道路事業では移動時間の短縮や交通事故数の減少、ほ場整備事業では作付面積の増加など、数値的に表せる効果に加え、いくつかの間接効果の事例を通して、県民が、既に完成した社会資本を活用し、その効果を実感していることが明らかとなった。今後は、例えばアンケート結果に見られる県民の満足感などを、よりわかりやすい形で伝えられるような情報発信にも取り組まれたい。